

「歯科用インプラント」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 25(ワ)6920・平成 26 年 5 月 29 日（民 47 部）判決<請求棄却>⇒特許ニュース No. 13770

【キーワード】

意匠の類否，本件意匠の要部，公知の意匠，債務不履行の有無，需要者（歯科医師）

【事案の概要】

本件は，原告株式会社アドバンスが，(1)被告株式会社ブレンベース（以下「被告ブレンベース」という。）が製造，販売し，被告株式会社トリニティー（以下「被告トリニティー」という。）が販売する歯科用インプラントは，原告が意匠権を有する歯科用インプラントの登録意匠に類似すると主張して，上記被告らに対し，意匠法 37 条に基づき，上記歯科用インプラントの製造，使用，譲渡等の差止め及び廃棄を求め，(2)上記被告らの原告の意匠権の侵害並びに原告の元従業員であった被告乙 B（以下「被告乙 B」という。）及び被告乙 C（以下「被告乙 C」という。）の原告に対する競業避止等の義務違反により損害を受けたと主張して，被告らに対し，被告ブレンベース及び被告トリニティーについては民法 709 条，被告ブレンベース代表取締役の被告乙 A（以下「被告乙 A」という。）については会社法 429 条，被告乙 B 及び被告乙 C については民法 415 条にそれぞれ基づき，平成 24 年 5 月から同年 12 月までの間における原告の製造，販売に係る歯科用インプラントの粗利減少額相当の損害金 1 億 0 7 1 2 万円及びこれに対する不法行為の後であり訴状送達により支払を催告した日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがなく，後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 当事者

ア 原告（株式会社アドバンス）は，医療機械器具，デンタル医療材料等の開発，製造及び販売等を営む株式会社である。

イ 被告ブレンベースは，医療材料，用具の研究開発，製造，販売，仕入，輸出及び輸入等を営む株式会社である。被告乙 A は，平成 8 年 1 月 12 日に原告を退職して，被告ブレンベースに入社し，その代表取締役に就任した。被告乙 B は，平成 20 年 3 月 24 日に原告に入社したが，同年 12 月 4 日に退職し，その後まもなくして被告ブレンベースに入社した。

ウ 被告トリニティーは，歯科医療機器販売等を営む株式会社である。被告乙 C は，平成 19 年 8 月 6 日に原告に入社したが，平成 23 年 7 月 6 日に被告トリニティーを設立して代表取締役に就任し，同年 8 月 30 日に原告を退職した。

(2) 原告の意匠権

ア 原告は、平成17年11月25日、意匠に係る物品を「歯科用インプラント」とする意匠登録出願をし、平成22年6月25日、意匠権の設定登録がされた（意匠登録第1393365号。以下、この意匠権を「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件意匠」という。）。

イ 本件意匠登録出願の願書に添付した図面に記載された意匠は、本判決添付の意匠公報の図面記載のとおりである。

(甲5)

(3) 本件意匠の構成

ア 基本的構成態様

顎骨に孔を開けて埋入するためのネジ山が側面に形成された被覆部と、義歯を装着する支台部とが一体的に形成されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 被覆部において、ほぼ一様な円柱状の側面上に、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されている。

(イ) 被覆部において、左側面及び右側面の中央やや下側付近の中心軸に対し互いに対称の位置にある2か所に、被覆部の長さの3分の2程度を占め、長手方向が軸方向と平行の帯状部分とこれに対する複数の横方向延伸部分からなる平面視脊柱状（外周は略舟形状）の切り欠き面（以下「本件平滑面」という。）が形成されている。

(ウ) 支台部において、被覆部近傍から順に、やや逆円錐台形状、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されている。

(エ) 支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対して互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面が形成されている。

(甲5)

(4) 被告ブレンベース及び被告トリニティーの行為等

ア 被告ブレンベースは、遅くとも平成24年頃から、業として別紙被告製品目録記載1及び2の歯科用インプラント（以下、番号順に「被告製品1」のようにいい、併せて「被告各製品」という。）を製造、販売し、被告トリニティーは、その頃から、業として被告各製品を販売している。

(甲12)

イ 被告各製品は、歯科用インプラントであり、本件意匠に係る物品と同一である。

被告製品1の意匠（以下「被告意匠1」という。）は、別紙被告製品目録添付写真1のとおりであり、被告製品2の意匠（以下「被告意匠2」といい、被告意匠1と併せて「被告各意匠」という。）は、同目録添付写真2のとおり

りである。

(5) 被告各意匠の構成

ア 基本的構成態様

顎骨に孔を開けて埋入するためのネジ山が側面に形成された被覆部と、義歯を装着する支台部とが一体的に形成されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 被告意匠 1

a 被覆部において、ほぼ一様な円柱状の側面上に、支台部の境界付近には微細な筋がネジ状に刻まれたマイクロスレッドが形成され、その下部には底部付近からマイクロスレッドとの境界付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されている。

b 被覆部において、左側面及び右側面の下部右端の中心軸に対し互いに対称の位置にある2か所に、被覆部の長さの5分の1程度を占め、平面視略半円形の切り欠き面（以下「ザグリ部」という。）が形成されている。

c 支台部において、被覆部近傍から順に、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されている。

d 支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対して互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面が形成されている。

(イ) 被告意匠 2

a 前記(ア) a と同じ。

b 前記(ア) b と同じ。

c 支台部において、被覆部近傍から順に、やや逆円錐台形状、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されている。

d 支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対して互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面及び下部においてわずかに曲面からなる切取り面が形成されている。

(乙16の1ないし6，17の1及び2，検乙1，2)

(6) 被告乙B及び被告乙Cは、原告に入社する際、冒頭に「この度私は、貴社に採用されるに当たり、就業規則及びその他服務に関する諸規定の遵守、並びに本書の次の事項を承諾し、且つ責任をもって誓約します。」、10条に「会社の名誉、利害に関する重要な事項及び業務上の秘密に属する事項を第三者に漏洩しないこと。」、14条に「退社後3年間は、会社と競業関係にある企業に就職しないこと。」、17条に「本件各条項に違反したときは、就業規則に定める懲戒規定に従って処分を受けること。もし当条項に従わず会社に損害を与えた場合は、会社の計算による当該損害を賠償すること。」、末尾に「上記について、これを承知した上で入社し、且つその遵守を誓約します。その証として本書に署名捺印の上、提出します。」との記載のある誓約書（以下

「本件誓約書」という。)にそれぞれ署名押印して、原告に差し入れた。

(甲20, 甲21)

2 争点

- (1) 被告各意匠と本件意匠の類否(争点1)
- (2) 被告乙B及び被告乙Cの債務不履行責任の有無(争点2)

【判断】

1 争点1(被告各意匠と本件意匠の類否)について

(1) 被告各意匠と本件意匠との対比

ア 被告意匠1について

(ア) 共通点

被告意匠1と本件意匠とは、顎骨に孔を開けて埋入するためのネジ山が側面に形成された被覆部と、義歯を装着する支台部とが一体的に形成されているという基本的構成態様において共通し、具体的構成態様は、①被覆部が、底部付近から上部付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されている点、②被覆部が、左側面及び右側面の中心軸に対し互いに対象の位置にある2か所に切り欠き面が形成されている点、③支台部が、被覆部近傍から順に、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されている部分を有する点、④支台部の略円錐台形状部分が、左側面及び右側面の中心軸に対し互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面が形成されている点において共通する。

(イ) 相違点

被告意匠1と本件意匠との具体的構成態様は、①被告意匠1の被覆部が、支台部の境界付近に微細な筋がネジ状に刻まれたマイクロスレッドが形成され、その下部にネジ部が形成されているが、本件意匠の被覆部は、マイクロスレッドがなく、支台部との境界付近までネジ部が形成されている点、②被告意匠1の被覆部の切り欠き面が、左側面及び右側面の下部右端に、被覆部の長さの5分の1程度を占め、平面視略半円形のザグリ部であるのに対し、本件意匠の切り欠き面は、左側面及び右側面の中央やや下側付近に、被覆部の長さの3分の2程度を占め、長手方向が軸方向と平行の帯状部分とこれに対する複数の横方向延伸部分からなる平面視脊柱状(外周は略舟形状)の本件平滑面である点、③本件意匠の支台部の被覆部最近傍にはやや逆円錐台形状の部分があるのに対し、被告意匠1にはこれがない点において相違する。

イ 被告意匠2について

(ア) 共通点

被告意匠2と本件意匠とは、顎骨に孔を開けて埋入するためのネジ山が側面に形成された被覆部と、義歯を装着する支台部とが一体的に形成されているという基本的構成態様において共通し、具体的構成態様は、①被覆部が、

底部付近から上部付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されている点、② 被覆部が、左側面及び右側面の中心軸に対し互いに対象の位置にある2か所に切り欠き面が形成されている点、③ 支台部が、被覆部近傍から順に、やや逆円錐台形状、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されている点、④ 支台部の略円錐台形状部分が、左側面及び右側面の中心軸に対し互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面を含む面からなる切取り面が形成されている点において共通する。

(イ) 相違点

被告意匠2と本件意匠との具体的構成態様は、① 被告意匠2の被覆部が、支台部の境界付近に微細な筋がネジ状に刻まれたマイクロレッドが形成され、その下部にネジ部が形成されているが、本件意匠の被覆部はマイクロレッドがなく、支台部との境界付近までネジ部が形成されている点、② 被告意匠2の被覆部の切り欠き面が、左側面及び右側面の下部右端に、被覆部の長さの5分の1程度を占め、平面視略半円形のザグリ部であるのに対し、本件意匠の切り欠き面は、左側面及び右側面の中央やや下側付近に、被覆部の長さの3分の2程度を占め、長手方向が軸方向と平行の帯状部分とこれに対する複数の横方向延伸部分からなる平面視脊柱状（外周は略舟形状）の本件平滑面である点、③ 被告意匠2の支台部の切取り面が下部においてわずかに曲面からなるのに対し、本件意匠の切取り面は全て平面からなる点において相違する。

(2) 本件意匠の要部

ア 本件意匠は、その登録意匠に係る物品が歯科用インプラントであり、証拠(甲5)によれば、これは、顎骨に孔を開けて被覆部を埋入、固定し、支台部に義歯を装着するものであると認められるから、その需要者である歯科医師は、被覆部及び支台部のいずれの形状も観察することになる。

イ 後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実を認めることができる。

(ア) 本件意匠のような被覆部（フィクスチャー）と支台部（アバットメント）が一体化された歯科用インプラントは1ピースタイプ（一体型）と呼ばれるが、他にフィクスチャーに別途アバットメントを取り付ける2ピースタイプと呼ばれる歯科用インプラントがある。

(甲6ないし10, 31, 乙1ないし13)。

(イ) 本件意匠登録出願時（平成17年11月25日）において、次の意匠が公知であった。

a 1ピースタイプの歯科用インプラントにおいて、被覆部のほぼ一様な円柱状の側面上に、底部付近から、支台部の境界付近から被覆部の長さの5分の1程度下がった付近までネジ部が形成され、支台部は、被覆部近傍から順に円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されていて、支台部の略

円錐台形状部分の少なくとも1か所において、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面が形成されているもの。

(乙5, 6)

b 1ピースタイプの歯科用インプラントにおいて、被覆部のほぼ一様な円柱状の側面上に、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されており、支台部は、被覆部近傍から順に、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されていて、略円錐台形状部分の1か所において、その側面に対し傾斜した平面及び下部において曲面からなる切取り面が形成されているもの。

(乙4)

c 1ピースタイプの歯科用インプラントにおいて、被覆部のやや逆円錐台形状の側面上に、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、支台部は、被覆部近傍から順に逆円錐台形状、円柱形状、略円錐台形状が一体的に形成されていて、略円錐台形状部分の1か所において、その側面に対し傾斜した平面及び下部においてより急に傾斜した平面からなる切取り面が形成されているもの。

(甲10)

d 下部、中部円柱状部及び上部により構成される1ピースタイプの歯科用インプラントにおいて、下部のほぼ一様な円柱状の側面状に底部付近から中部円柱状部付近までネジ部が形成され、ネジ山部分に縦溝が彫り込まれており、中部には断面半楕円となる溝が全周に設けられ、上部は上縁部が面取りされた略円筒形状で1か所に垂直の切り欠き面を有するもの(なお、中部円柱状部は、歯肉の進入増殖を防止する目的で設けられている。)

(甲6, 7)

e 歯科用インプラントの被覆部において、ネジ部のネジ山部分、ネジ溝部分あるいは双方の1か所又は複数の箇所、縦溝や雲形で角が鋭角な平滑面を設けたり、底部付近に平面視略半円形状の切り欠き面を設けたりしているもの(なお、これらの縦溝、平滑面及び切り欠き面は、歯科用インプラントが抜けたり回転したりすることを防止して結合強度を確保する等の目的で設けられている。)

(甲23の1, 24, 25, 26の1, 27の1, 28ないし33, 34の1, 乙1ないし3, 7, 8)

f 2ピースタイプの歯科用インプラントにおいて、被覆部の上部側面に、マイクロスレッドが形成されているもの(なお、マイクロスレッドは、結合強度を確保する等の目的で設けられている。)

(甲33, 34及び35の各1及び2, 36)

ウ 以上のような本件意匠に係る物品である歯科用インプラントの性質、目的、用途、機能及び使用態様に公知の意匠の構成を併せ考慮すれば、本件意匠の

うち看者である需要者（歯科医師）の注意を最も惹きやすいのは、被覆部において、ほぼ一様な円柱状の側面上に、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されていて、左側面及び右側面の中央やや下側付近の中心軸に対し互いに対称の位置にある2か所に、被覆部の長さの3分の2程度を占め、長手方向が軸方向と平行の帯状部分とこれに対する複数の横方向延伸部分からなる平面視脊柱状（外周は略舟形状）の切り欠き面（本件平滑面）がそれぞれ形成されている部分と、支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対して互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面（本件切取り面）が形成されている部分であり、これらが本件意匠の要部であると認められる。

エ 原告は、ほぼ円柱状の被覆部側面に底部付近から支台部との境界付近まで形成され、底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されたネジ部は本件意匠の要部であるが、本件平滑面は公知の形状であって、機能的な観点から不可欠的に形成されることなどから要部とはならないと主張する。

しかしながら、上記のようなネジ部の構成は、本件意匠登録出願時において公知であったから、これのみが要部になると解するのは相当ではない。そして、本件平滑面と同一形状の意匠が本件意匠登録出願時において公知であったと認めるに足る証拠はなく、結合強度を確保する等の目的で被覆部のネジ部に設けられる形状には縦溝、平滑面及び切り欠き面など様々な種類があると認められることからすれば、本件平滑面の形状が機能的な観点から不可欠的に形成されるものであるとはいえず、むしろ、本件平滑面の独特な形状は看者の注意を強く惹くものと考えられる。そうすると、ネジ部と本件平滑面とが有機的に結合した被覆部の形状こそが本件意匠の要部に当たるといふべきである。

原告の上記主張は、採用することができない。

(3) 被告各意匠と本件意匠の類否

ア 被告意匠1について

(ア) 被告意匠1と本件意匠には、前記(1)ア(ア)の共通点があり、そのうち、支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対し互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面が形成されている点は、本件意匠の要部である。

しかしながら、被告意匠1と本件意匠には、前記(1)ア(イ)の相違点があり、とりわけ、本件意匠では、被覆部において、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、本件平滑面が設けられているのに対し、被告意匠1では、被覆部において、全体の概ね中央付近の目立つ箇所である支台部の境界付近にマイクロスレッドが形成され、底部付近からマイクロスレッ

ドとの境界付近までネジ部が形成されていて、本件平滑面とは位置も大きさも形状も異なるザグリ部がそれぞれ設けられているのである。

このように、被告意匠1には本件意匠の要部と大きく異なる点があり、被告意匠1にのみ存するマイクロスレッドが需要者の注意を強く惹くものであることからすると、被告意匠1と本件意匠は、上記共通点にかかわらず、看者に対し、全体として異なる美観を与えるものというべきである。

(イ) 原告は、看者がマイクロスレッドをネジ部と別異のものと認識することはなく、マイクロスレッドは本件意匠登録出願時より前から公知であったから、これが独自の美観を生じさせるものではないと主張するが、マイクロスレッドには結合強度を確保する等の固有の目的がある上、マイクロスレッドとネジ部とでは外観上ネジ山の幅が明らかに異なっているから、看者が両者を区別して認識することは明らかであるし、被覆部上部にマイクロスレッドが形成された1ピースタイプの歯科用インプラントが上記当時に公知であったと認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張のように解することはできず、これを採用することはできない。

イ 被告意匠2について

被告意匠2と本件意匠には、前記(1)イ(ア)の共通点があり、そのうち、支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対し互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面を含む面からなる切取り面が形成されている点は、本件意匠の要部である。

しかしながら、被告意匠2と本件意匠には、前記(1)イ(イ)の相違点があり、とりわけ、本件意匠では、被覆部において、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、本件平滑面が設けられているのに対し、被告意匠2では、被覆部において、全体の概ね中央付近の目立つ箇所である支台部の境界付近にマイクロスレッドが形成され、底部付近からマイクロスレッドとの境界付近までネジ部が形成されていて、本件平滑面とは位置も大きさも形状も異なるザグリ部がそれぞれ設けられているのである。

このように、被告意匠2には本件意匠の要部と大きく異なる点があり、被告意匠2にのみ存するマイクロスレッドが需要者の注意を強く惹くものであることからすると、被告意匠2と本件意匠は、上記共通点にかかわらず、看者に対し、全体として異なる美観を与えるものというべきである。

原告は、看者がマイクロスレッドをネジ部と別異のものと認識することはなく、マイクロスレッドは本件意匠登録出願時より前から公知であったから、これが独自の美観を生じさせるものではないと主張するが、原告の上記主張を採用することができないのは、前記のとおりである。

(4) したがって、被告各意匠は、いずれも本件意匠に類似しない。

2 争点2 (被告乙B及び被告乙Cの債務不履行責任の有無)について

(1) 本件誓約書10条違反の主張について

被告乙Bが被告ブレンベースに、被告乙Cが被告ブレンベースや被告ト

リニティーに提供したとする「原告顧客に関する情報」の具体的内容が不特定かつ不分明であるし、仮にこれが原告の販売するインプラントを購入した特定の歯科医師や歯科医院の氏名、名称及び住所等の情報を指すものであるとしても、被告乙B及び被告乙Cがこうした情報を他人に提供したと認めるに足りる証拠はない。

(2) 本件誓約書14条違反の主張について

被告乙Bは、平成20年12月4日に原告を退職し、その後まもなくして被告ブレンベースに入社し、被告乙Cは、平成23年8月30日に原告を退職した時点において被告トリニティーの代表取締役の地位にあったものであるが、被告乙B及び被告乙Cのこれらの行為に起因して、原告製品の粗利の減少等の損害が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

3 以上のとおりであって、原告の被告ブレンベース及び被告トリニティーに対する意匠法37条に基づく差止請求及び民法709条に基づく損害賠償請求、被告乙Aに対する会社法429条に基づく損害賠償請求並びに被告乙B及び被告乙Cに対する民法415条に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、全て理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事件の被告会社には、原告会社の元従業員であった乙Bと乙Cがいるなど、原告会社の技術内容などを全部承知している者が被告側に存在するという事実があり、単純な意匠権侵害事件以上に複雑な人間関係がからんだ事案であるようであるが、ここでは意匠の類否に関する判決についてのみ検討してみよう。

2. 争点1は、本件意匠と被告各意匠との類否判断についてであるが、裁判所は、まず被告意匠1, 2についての各項目において、本件意匠と被告意匠とを対比し、それぞれ共通点と相違点とを記述した後、本件意匠の要部を記述している。この要部の記述には、本件意匠の出願時を基準に公知意匠を引用対比した上で、次のように認定する。

即ち、「結合強度を確保する等の目的で被覆部のネジ部に設けられる形状には縦横平滑面及び切り欠き面など様々な種類があると認められることからすれば、本件平滑面の形状が機能的な観点から不可欠的に形成されるものであるとはいえず、むしろ、本件平滑面の独特な形状は看者の注意を強く惹くものと考えられる」から、「ネジ部と本件平滑面とが有機的に結合した被覆部の形状こそが、本件意匠の要部に当たるといふべきである。」と認定したのである。

本件意匠は、分割出願された特許出願（特願2009-69259号）を原出願とする出願変更によるものであるところ、その原特許出願の特願2005-341024号（平成17年11月25日出願）は、特許第4691437

号（平成23年2月25日登録）として登録されている。

3. さて、本件意匠及び被告意匠の構成態様については、【判断】の前の【**事案の概要**】の「前提事実」においてそれぞれ記述しているから、問題はないといえるだろうが、裁判所が常套手段とする各意匠の基本的構成態様と具体的構成態様とを区別しての事実認定はあまり意味がない。

即ち、本件意匠に係る物品は、被覆部と支台部とが一体的に形成されている点を基本的構成態様と裁判所は認定するが、要は本件意匠と被告意匠についての具体的構成態様を、次の各点について分析し認定すればよいのである。

- ① 当該物品が具備する固有的形態は何か。
- ② 当該物品において公知的形態は何か。
- ③ 本願意匠の創作的形態は何か。

即ち、①②の各形態を証拠等によってまず把握できれば、残った形態部分が創作的形態となるというのが自然な認定法であるところ、この創作的形態となるものが本件意匠の要部として把握されることになる。すると、本件意匠に係る要部は、被覆部と支台部とが一体化された歯科インプラントの一体型と呼ばれるものにある、と裁判所は認定したのである。

しかし、裁判所が認定したのは、本件意匠に係る物品の要部についてであって、本件意匠の創作の要部についての認定ではない。

4. そこで、このように認定された本件意匠の要部を、被告意匠らが具備しているか否かの判断が、本件意匠権侵害事件においては、裁判所に求められているのである。それが、項目(3)の被告各意匠と本件意匠の類否となって説示されている。

裁判所は、被告意匠1には本件意匠の要部と大きく異なる点があり、「被告意匠1にのみ存するマイクロスレッドが需要者の注意を強く惹くものであることからすると、被告意匠1と本件意匠は、上記共通点にかかわらず、看者に対し全体として異なる美観を与えるものというべきである。」と認定した。

これに対して原告は、看者がマイクロスレッドをネジ部と別異のものと認識することはなく、独自の美観を生じさせるものではないと主張したが、これについて裁判所は、「マイクロスレッドには結合強度を確保する等の固有の目的がある上、マイクロスレッドとネジ部とでは外観上ネジ山の幅が明らかに異なっているから、看者が両者を区別して認識することは明らかであるし」と認定した。

しかしながら、一工業製品の中に構成されている形態は、それが装飾模様でないかぎり、技術的目的ないし機能を発揮する手段として構成されているものであり、本件意匠にあっても被告意匠にあっても、螺装するためのネジ部としての作用をするものである以上、これを異なるネジ部と看取することは、当業者にとってはもちろん、需要者にとってもあり得ないだろう。

確かに、被告意匠にあっては、被覆部におけるネジ用の螺旋形状が左右両側面及び平底両面から見ても連続しているのに対し、原告の本願意匠にあっては、平底両面部では連続しているように見えても、左右両側部では断続しているから、一見して異なる螺旋形状には見えるかも知れないけれども、螺旋状のネジ部である点では類似している形態といえるものである。

ちなみに、原告出願の特開2007-143772号公報の図3と図4を見ると、螺旋状のネジ部の形態関係を理解することができるだろう。

ただ、原告がもし本件意匠が登録された理由を、従来の通常のネジ部とは別異の形態の創作にあることを強調していたのであれば、前記の主張は通らないであろうし、被告が美感（美観ではない）の違いを強調していたのであれば、その主張は一理あろう。

裁判所はまた、被告意匠2では、「被覆部において、全体の概ね中央付近の目立つ箇所である支台部の境界付近にマイクロスレッドが形成され、底部付近からマイクロスレッドとの境界付近までネジ部が形成されて、本件平滑面とは位置も大きさも形状も異なるザグリ部がそれぞれ設けられている。」と認定し、この被告意匠2は本件意匠の要部と異なり、需要者にはマイクロスレッドが注意を強く惹くから、「全体として異なる美観を与えるものというべきである。」と認定した。

したがって、これに反対する原告の主張は採用されなかったが、本件意匠の場合にあって看者である需要者とは歯科医師であれば、被覆部におけるネジ部の機能を理解している以上、そのような知識のないの裁判官とは異なる視覚をもって、意匠の類否判断をすることができるはずである。

そうすると、裁判所の認定判断は、需要者や当業者の立場を離れた専ら素人の立場によるものといわざるを得ないとだろう。

なお、本件意匠に係る需要者は当業者でもあるから、あえてこれを区別する実益はないだろう。

[牛木 理一]

〔 被 告 製 品 目 録 〕

1 被告製品 1

以下に示す歯科用インプラント

- (1) 製品名 **Arrow Implant A-II**
- (2) 形態 添付写真 1 に示すとおり

2 被告製品 2

以下に示す歯科用インプラント

- (1) 製品名 **Arrow Implant A-III**
- (2) 形態 添付写真 2 に示すとおり

<添付の意匠公報は省略する>

写真1 (被告製品1の形態)

①正面写真



②背面写真



③右側面写真



④左側面写真



⑤平面写真

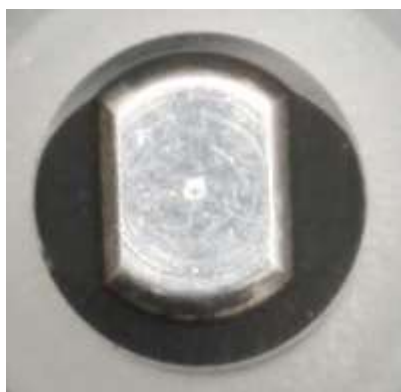


⑥底面写真



写真2 (被告製品2の形態)

①正面写真



②背面写真



③右側面写真



④左側面写真



⑤平面写真



⑥底面写真



〔 本 件 登 録 意 匠 〕

(19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)

(45) 【発行日】平成22年7月26日 (2010. 7. 26)

(12) 【公報種別】意匠公報 (S)

(11) 【登録番号】意匠登録第1393365号 (D1393365)

(24) 【登録日】平成22年6月25日 (2010. 6. 25)

(54) 【意匠に係る物品】歯科用インプラント

(52) 【意匠分類】J7-60

(51) 【国際意匠分類 (参考)】24-01、24-02、24-03、24-99

(21) 【出願番号】意願2009-6451 (D2009-6451)

(22) 【出願日】平成17年11月25日 (2005. 11. 25)

【変更の表示】特願2009-69259 (P2009-69259) の変更

【審判番号】不服2009-24895 (D2009-24895/J1)

【審判請求日】平成21年12月16日 (2009. 12. 16)

(72) 【創作者】

【氏名】江口 未来

【住所又は居所】埼玉県所沢市北原町899-5 株式会社アドバンス 新素材科学研究所内

(72) 【創作者】

【氏名】堤 義親

【住所又は居所】東京都品川区旗の台6-26-15

(73) 【意匠権者】

【識別番号】000126757

【氏名又は名称】株式会社アドバンス

【住所又は居所】東京都中央区日本橋小舟町5番7号

【審判長】【特許庁審判官】関口 剛

【特許庁審判官】樋田 敏恵

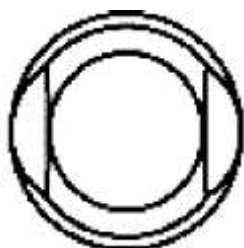
【特許庁審判官】橘 崇生

(56) 【参考文献】実開昭62-15312 実登3031332 特開2007-143772
大韓民国意匠商標公報、2005-41、(2005-8-17)、30-0389530、(特許
庁意匠課公知資料番号HH17538995) 大韓民国意匠商標公報、2006-33、(200
6-7-6)、30-0418853、(特許庁意匠課公知資料番号HH18529418)

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、義歯を顎骨へ固定する為のもので、参考図で示すよう
に顎骨へ埋入して、下部を固定し、上部に義歯を装着するものである。

【図面】

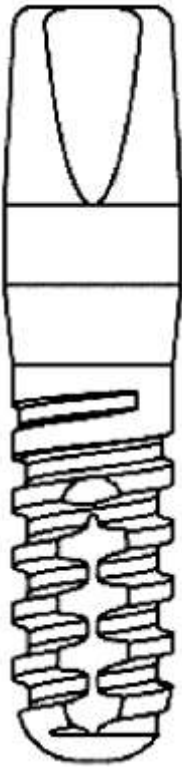
【正面図】



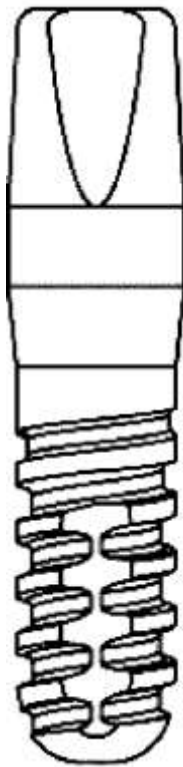
【背面図】



【右側面図】



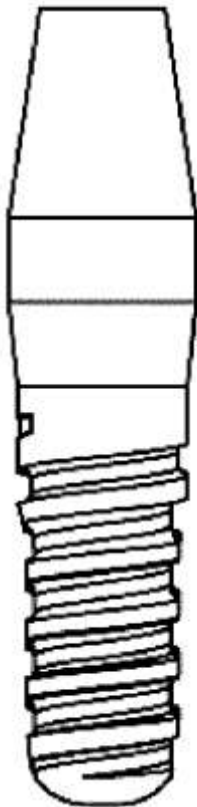
【左側面図】



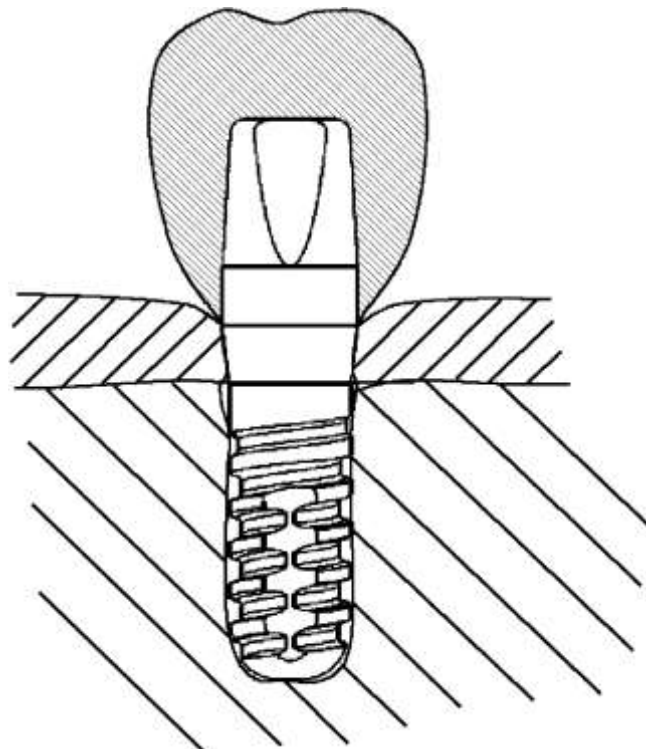
【平面図】



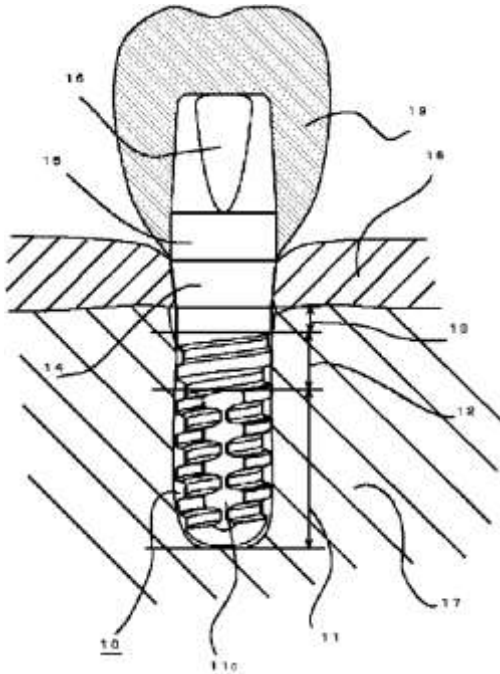
【背面図】



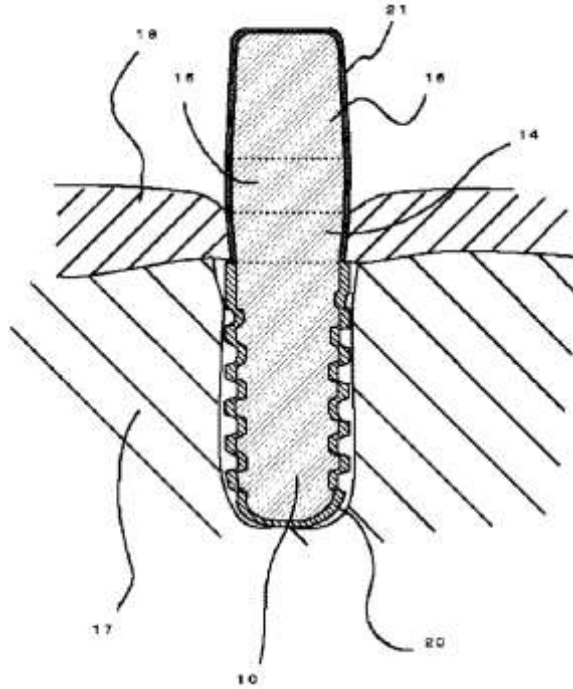
【使用状態を示す参考図】



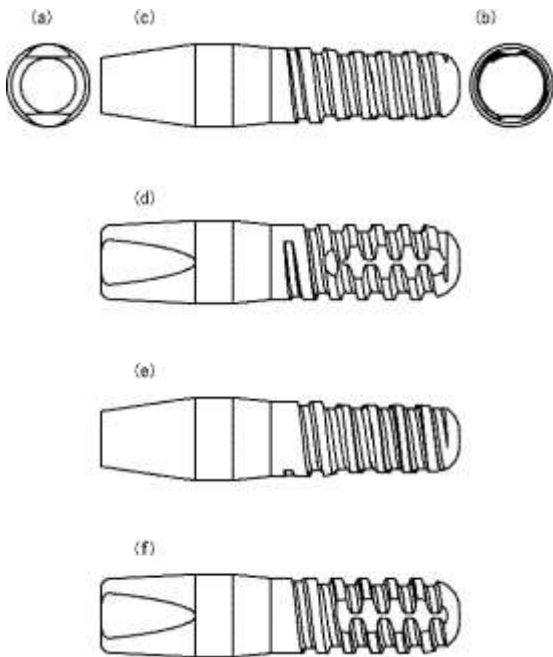
【図1】



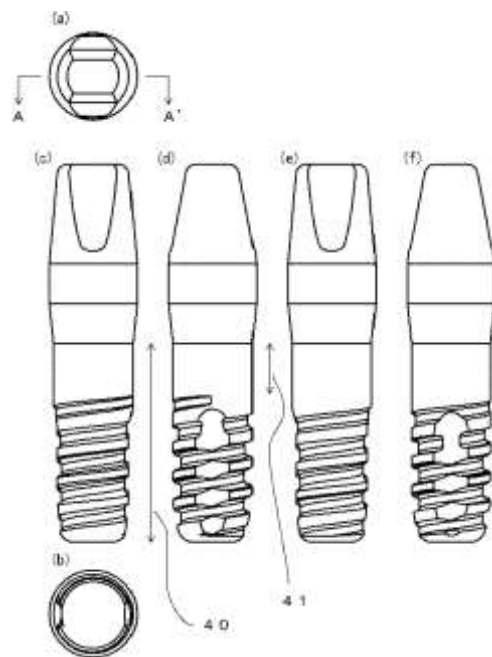
【図2】



【図3】



【図4】



【图5】

A-A'



【图6】

